

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与及び 役員退職手当支給基準

制定 平成 19 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第 8 条第 1 項及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員退職手当規程（以下「役員退職手当規程」という。）第 4 条の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与規程に規定する経歴係数及び評価係数)

第 2 条 役員給与規程第 8 条第 1 項に規定する経歴係数は次のとおりとする。

(1) 理事長

経歴内容	経歴係数
試験研究機関の運営に関し特に優れた実績を有する、又は相当する者	1. 6
試験研究機関の運営に関し優れた実績を有する、又は相当する者	1. 4
試験研究機関の運営に関し一定の実績を有する、又は相当する者	1. 2
試験研究機関の運営に関し経験を有する、又は相当する者	1. 0
試験研究機関の運営に関しての経験、又は相当する経験は有していないが、実績を挙げることが期待される者	0. 8

(2) 理事

経歴内容	経歴係数
試験研究の業務運営に関し優れた実績を有する、又は相当する者	1. 4
試験研究の業務運営に関し実績を有する、又は相当する者	1. 2
試験研究機関の運営に関し経験を有する、又は相当する者、並びに実績を挙げることが期待される者	1. 0

2 前項第 1 号の経歴係数は鳥取県知事が決定し、同項第 2 号の経歴係数は理事長が決定する。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、役員退職手当規程第 9 条第 1 項に規定する役員(理事に限る。)の経歴係数は、役員就任前に現に支給されていた給与の額を勘案して、0. 4 から 1. 4 までの範囲内で理事長が決定する。

4 役員給与規程第 8 条第 1 項に規定する評価係数は、次項第 1 号に定める鳥取県知事による前年度における業務の実績に関する評価に基づく係数（以下「業績評価係数」という。）に 0. 8 を乗じて得た数値に、次項第 2 号に定める当該年度の役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「個人勤務成績評価係数」という。）に 0. 2 を乗じて得た数値を加えた数値とする。

5 前項に規定する業績評価係数及び個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。

(1) 業績評価係数

評価段階	業績評価 係 数
S評価	3. 5 0
A評価	3. 2 5
B評価	3. 0 0
C評価	2. 5 0
D評価	1. 0 0

(2) 個人勤務成績評価係数

評価段階	個人勤務成績 評価係数
S評価	3. 5 0
A評価	3. 2 5
B評価	3. 0 0
C評価	2. 5 0
D評価	1. 0 0

6 第4項に規定する法人業績評価に係る評価基準については評価を行う鳥取県知事が別に定め、勤務成績評価に係る評価基準については評価を行う鳥取県知事又は理事長が別に定める。

7 第5項第2号に規定する個人勤務成績評価係数については、理事長に係るものは鳥取県知事が、理事に係るものは理事長が行う勤務成績評価結果により決定するものとする。

(業績給基準額)

第3条 役員給与規程第8条第1項ただし書きに定める業績給基準額は、理事長及び理事ともに、業績評価係数の評価段階がB評価及び個人勤務成績評価係数の評価段階がB評価として算定した額とする。

(退職手当規程に規定する評価係数)

第4条 退職手当規程第4条第1項に規定する評価係数は、次項第1号に定める鳥取県知事による役員在職年度ごとの事業実績に係る法人業績評価結果に基づく係数（以下「退職手当業績評価係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.8を乗じて得た数値に、次項第2項に定める役員在職年度ごとの役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「退職手当個人勤務成績係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.2を乗じて得た数値を加えた数値（小数点以下第4位を四捨五入した数値）とする。

2 前項に規定する退職手当業績評価係数及び退職手当個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。

(1) 退職手当業績評価係数

評価段階	退職手当 業績評価係数
S評価	1.10
A評価	1.05
B評価	1.00
C評価	0.95
D評価	0.90

(2) 退職手当個人勤務成績評価係数

評価段階	退職手当個人勤務 成績評価係数
S評価	1.10
A評価	1.05
B評価	1.00
C評価	0.95
D評価	0.90

3 前項に規定する各評価の評価基準及び評価者は、第2条第6項及び第7項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年12月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行日の属する年度に理事長の職にある者に係る第3条に定める業績給基準額については、平成30年度に限りなお従前の例とする。